

平成 14 年 6 月 28 日

各 位

本店所在地 大阪府堺市戎島町 4 丁 45 番地の 1
会社名 株式会社 ユークス
(コード番号 4334 ナスダック・ジャパン)
代表者名 代表取締役社長 谷口行規
問合せ先 常務取締役 品治康隆
電話番号 072(224)5155 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 6 月 12 日開催の取締役会において、当社第 10 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定にもとづきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日
平成 14 年 6 月 28 日
2. 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。
3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 194,000 株
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
4. 発行する新株予約権の総数
1,940 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 100 株）
5. 新株予約権行使時に払込をすべき金額
1 株当たり 753 円
なお、新株予約権発行後、当社株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数 + 新規発行株式数}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（既に発行している新株引受権付社債の引受権の行使、旧商法第 280 条ノ 19 第 1 項の規定による新株引受権の行使および新株予約権の行使により新株式の発行または自己株式の処分を行う場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + 1 \text{ 株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6 . 新株予約権の権利行使期間

平成 16 年 5 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日まで

7 . 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

8 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役の承認を要する。

9 . 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

10 . 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額中資本に組み入れる額

発行価額より資本に組み入れる額を減じた金額とする。資本に組み入れる額とは、発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げる。

11 . 新株予約権の割当てを受ける者の人数

当社の取締役、監査役および従業員合計 28 名

[ご参考]

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 14 年 3 月 15 日

(2) 定時株主総会の決議日 平成 14 年 4 月 25 日

以上